

第8期 東久留米市介護保険運営協議会（第6回） 会議録

- 1 会議名 第8期 東久留米市介護保険運営協議会（第6回）
- 2 日時 令和5年5月16日（火）午後7時から午後8時00分まで
- 3 会場 東久留米市役所7階 703会議室
- 4 出席委員 奥山委員（会長）、熊野委員（副会長）、後藤委員、永渕委員、輪違委員、中島委員、篠宮委員、島崎委員、金井島委員、赤星委員、白土委員、飯田委員、以上12名
- 5 欠席委員 北村委員、佐川委員 以上2名
- 6 事務局 浦山福祉保健部長、廣瀬介護福祉課長、松下係長・鈴木主任・木造主任（以上、保険係）、水村係長（介護サービス係）、原田係長（地域ケア係）、池主査
- 7 傍聴人 1名
- 8 次第
 - (1) 開会
 - (2) 配布資料確認
 - (3) 議題
 - 議題1 第8期東久留米市介護保険運営協議会（第5回）の会議録について
 - 議題2 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
 - 議題3 地域包括支援センターの今後のあり方について④
 - 議題4 介護予防・健康づくり施策の推進のための総合事業の見直しについて④
 - 議題5 地域密着型サービスについて②
 - (4) その他
 - (5) 閉会
- 9 配布資料
 - 【資料1】 第8期東久留米市介護保険運営協議会（第5回） 会議録（案）
 - 【資料2】 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について
別紙 厚生労働省資料（抜粋） 社会保険審議会介護保険部会

【資料3】 地域包括支援センターの今後のあり方について④

別紙 包括・ランチ・在宅介護支援センターの比較

【資料4】 介護予防・健康づくり施策の推進のための総合事業の見直しについて④

別紙 窓口質問票（令和5年4月13日）

参考 東久留米市 地域包括ケア特集（タブロイド版）

【資料5】 地域密着型サービスについて②

10 会議録

(1) 開会 (省略)

(2) 配布資料確認 (省略)

(3) 議題

議題1 第8期東久留米市介護保険運営協議会（第5回）の会議録について

(省略)

議題2 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

【会長】 議題2について、事務局より説明を願う。

【事務局】 議題2、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について、国の基本指針及び計画策定に向けた今後のスケジュールについて、資料2及び別紙の厚生労働省資料抜粋に沿って説明する。まず、国の基本指針について。市町村介護保険事業計画の策定に先立ち厚生労働大臣が定める基本指針（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針）は、介護保険事業計画の策定におけるガイドラインとして位置づけられているものである。この基本指針は、本年7月から8月頃に開催される予定の全国介護保険・高齢者福祉担当課長会議で最終案が示され、10月以降に告示される予定であり、市では社会保障審議会介護保険部会などにおける国の議論の内容を注視しつつ、9期計画の策定に向けた準備を進めていく必要がある。

なお、部会で議論されている9期基本指針のポイント等については、事前送付した別紙の厚生労働省の資料の抜粋の5ページの、9期計画において記載を充実する事項（案）を見ていただきたい（なお、これはまだ「案」の段階であり、今後再度の修正もあり得るものであることに留意いただきたい）。まず、介護サービス基盤の計画的な整備としては、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など、既存の施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス

基盤を計画的に確保していく必要性などが記載充実事項として挙げられている。また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組としては、総合事業の充実化について、9期計画に集中的に取り組む重要性などが記載充実事項として、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性の向上の推進としては、ケアマネジメントの質の向上及び人材確保などが記載充実事項として挙げられている。こうした内容を踏まえつつ、今後、計画の素案を策定していくことになる。

資料2にお戻りいただきたい。計画の具体的な策定スケジュールについて、資料の下段の表を見て欲しい。ここでは主に、計画と本協議会との関係について説明する。資料2の表中、表頭「運営協議会」となっている列を見て欲しい。まず、今年の2月、第5回協議会において、高齢者アンケートの結果報告を行い、4月の初めにアンケート調査の報告書を送付している。次に、本日、第6回では、計画のスケジュールについて説明し、次の8月、第7回協議会では計画の骨子案を提示する予定である。また、次の11月、第8回協議会において、計画の素案を提示する予定である（ここまで非常にタイトなスケジュールとなっていることから、今後は必要な情報提供等を、協議会の開催ではなく資料の送付等により行わせていただく場合がある）。また、11月協議会において承認を得た上で素案を確定・公表し、パブリックコメントの実施や市民説明会の開催等を経て、来年1月に最終的な計画（案）を提示する予定となっている。また、このパブリックコメントと同じタイミングで、委員からの最終的な意見の聴取を実施する。その後、最終的な計画（案）を確定し、保険料の改定に係る条例改正案などと併せて議会に報告し、令和6年4月より9期計画がスタートするというスケジュールである。

次に、資料の2ページを見て欲しい。昨年11月開催の第4回協議会において、高齢者アンケートとは別に実施しているとしていた各種調査についての進捗を報告する。まず、介護保険事業推進に関するアンケート調査（介護事業者アンケート調査）の進捗状況についてだが、5年4月28日に市内で介護サービスを提供している82業者に対しアンケート調査票を送付し、5月31日を回収期限として調査を実施中である。また、「通いの場」自主グループの運営に関するアンケート調査の進捗状況についてだが、5年3月より地域包括支援センター等を通じて市内の自主グループに調査票を配布し、4月28日をもってアンケート調査の実施を終了している。5月8日時点の簡易集計では、67団体より回答を得ており、今後、集計、分析等を実施する予定である。これらの調査は、高齢者アンケートと異なり、調査票個数が限定的なものであり、個別に調査報告書を作成し公表する考

えはないが、調査結果については計画の策定に向けた参考資料として活用し、有意な調査結果については計画中で紹介する予定である。なお、高齢者アンケート調査の結果については、4月に送付した高齢者アンケート調査による報告書をもって実施の結果報告とし、今後、計画の策定に向けた説明の中でも、報告書に記載した調査結果を随時参照することとなる。

【会 長】 この件について、質問等はあるか。

【委 員】 高齢者アンケート調査結果報告書の送付を受け、内容を大変興味を持って拝見した。前回調査との経年比較や、年齢層別・圏域別などクロス集計などを一つ一つ見ていくと、前回と比較して傾向に大差はないといった結果が多かったように思うが、この数値が高かった、低かったといった記述だけでなく、どうして高かった（あるいは低かった）のかといった記述を、読み手としては充実して欲しいと感じた。そういう分析を今後実施する予定はあるのか。例えば、外出の機会が少なくなったというのであれば、コロナの影響があるのではないかと、といった分析もできると思うし、読み手としてはそういう記述を期待していたが、そういうところが若干物足りないという印象を受けた。

【事務局】 報告書にはすべての設問の回答結果を総論的に掲載しなければならないことから、ページ数の都合上、個々の設問について踏み込んだ分析は記載していない。今後、計画策定の中で踏み込んだ分析を行い、必要に応じて計画に記載することになる。

【委 員】 アンケート調査の一環として、社会問題となっている高齢者のひきこもりの実態把握について、包括・民生委員等の力を借り調査を行うことも検討したらどうか。

【事務局】 意見として承る。

議題3 地域包括支援センターの今後のあり方について④

【会 長】 議題3について、事務局より説明を願う。

【事務局】 議題3の地域包括支援センター（以下「包括」という。）の今後の在り方については、継続して検討している事案である。資料3に沿って説明する。初めに、1の検討の進捗、前回の協議会での報告事項であるが、9期計画では、日常生活圏域数、包括の設置数は変更せず、包括の負担軽減を図るため、まずは西部圏域のバックアップを優先課題としている。また、既存の包括と在宅介護支援センターの役割を整理しつつ、現状の問題点や課題を踏まえた上でブランチの効果的な運営を検討しているところである。

次に2の役割等では、包括、ブランチ、在宅介護支援センターの根拠法、役割、対象者、

業務内容、人員配置、財源について比較整理するため、別紙を参照いただきたい。まず、それぞれの役割であるが、包括は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、平成18年施行の改正介護保険法により創設された施設である。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置され、地域において公正・中立的な立場から介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等を行うことで、高齢者や地域を支える中核的な機関として取組を行っている。次にブランチは、包括と連携の下、住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で包括につなぐための窓口という位置づけになる。包括で行う総合相談支援事業、初期段階の総合相談や継続的・専門的な相談支援、地域におけるネットワーク構築、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握などを、基本的に包括と協力・連携の下に市民からの相談を受け付け、それを集約した上で包括につなぐ役割を持っている。最後に在宅介護支援センターは、平成元年の高齢者保健福祉推進十か年戦略により、高齢者の在宅福祉や施設福祉の基盤整備の推進の一環として整備が進められたものであり、平成6年に改正された老人福祉法において、老人介護支援センターとして規定された施設である。主に、居宅において介護を受ける高齢者やその家族の相談支援、関係機関との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設であり、高齢者の在宅介護に関する相談を受け、情報提供、総合調整を行うとともに、地域の高齢者の実態把握や関係機関との調整、ネットワークづくり等の取組を行う施設である。

次に資料3、3の現状についてだが、現在市内には、東部、中部、西部の3つの包括支援センターと1つの在宅介護支援センターがある。4の課題についてはこれまでの協議会でも説明してきたが、次の4点を明記している。1点目は、3つの包括の機能・体制の平準化の維持、2点目は、包括の業務負担軽減、3点目は、包括の人材育成と人材確保、4点目が、地域特性として、西部圏域には建築年が古い大規模な集合住宅が複数あり、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が多く、在宅要支援者が増加しているということが、それぞれ課題になっている。次に5の課題に対する考え方として、包括の機能・体制の充実のため、総合相談支援業務におけるブランチの活用を図る。また、十分な実績のある在宅介護支援センターを住民の利便性や支援の継続性を踏まえ、地域の住民からの相談を受け付け、集約した上で包括につなぐためのブランチとして活用する。また、3圏域3包括の仕組みは変えず、ブランチの担当エリア設定等により、包括の業務負担軽減を図るとし

ている。6の体制整備としては、9期計画期間中に、3圏域3包括1ブランチとして、在宅介護支援センターをブランチへ移行していきたいと考えている。

最後に、7の期待される効果についてである。まず、ブランチ設置による効果として、ブランチの活用では、総合相談支援業務においては包括が行う根幹の業務であることを踏まえ、質の確保に留意しつつ、包括の業務との一体性を維持した上で実施する必要があるが、包括の業務負担軽減が図られ、人材の定着も期待できる。また、役割を整理することで、より包括の専門性が必要とされる業務への対応や地域づくりに充てる時間の創出につながることも期待でき、市民サービスの向上にもつながるものである。

次に、在宅介護支援センターからブランチへの移行により期待される効果についてだが、これまで地域で培ってきた実態把握や相談事業によるノウハウ、地域における関係機関とのネットワークなどの活動実績やそのデータ等が活用でき、これまでの仕組みを生かしてブランチの役割を果たせるとともに、地域の住民の方にとってはケアの継続性が確保され、包括との地理的連携も期待できるものである。また、在宅介護支援センターとして担っていた機能や実績を生かしながら、包括を補完し、地域におけるブランチとして地域密着型の相談機能を中心に、地域住民への身近な協力機関としての役割を担うことができると考えている。議題3については以上である。

【会 長】 これについて、意見等はあるか。

【委 員】 ブランチの関係について、確認したい。東部圏域、中部圏域にはそれぞれ2か所、本部とセンターがあるので、西部圏域だけが1つという現状であると思うが、この2つのうちの片方がブランチに相当するものと考えていいのか。

【事務局】 東部包括と中部包括の事務所はそれぞれ2つあるが、これらはどちらかがどちらかのブランチであるというわけではなく、事務所の事務スペースが狭いために2か所に分かれているというものである。

【会 長】 ほかに何かあるか。

【委 員】 資料を見ると、既存の在宅介護支援センターがそのままブランチに変わるというように見えるが、そういう理解でよいのか。

【事務局】 在宅介護支援センターの機能がブランチに変わっていくという考え方になる。設置場所等については、これから検討していくことになる。

【委 員】 そうすると、既存の在宅介護支援センターはなくなるのか。

【事務局】 機能としては、ブランチに移行していくことになる。

【委員】 これは意見であるが、高齢化も進行し、支援を必要とする高齢者の母数も増えている。コロナの影響で一人暮らしや高齢者のみ世帯の方のフレイル予防にも、個々の高齢者の実態把握にも課題がある。包括を増やせば一番いいと思うが、9期計画ではそれが難しい事情もあるだろうと思う。しかし、様々な問題があることから、今回の既存の在宅介護支援センターをランチにする案だけで終わりにするのではなく、9期計画期中において、様々な課題を見据えた形で、なんらか対策を考えた方が良く思う。

【事務局】 御意見として承る。9期の期中において、10期計画に向けた検討課題としたいと考えている。

議題4 介護予防・健康づくり施策の推進のための総合事業の見直しについて④

【会長】 議題4について、事務局より説明する。

【事務局】 議題4、介護予防・健康づくり施策の推進のための総合事業の見直しについて、資料4に沿って説明する。まず、1の総合事業についてだが、総合事業には要支援1・2の方や基本チェックリストで生活機能の低下が見られた方が利用できる介護予防・生活支援サービスと、65歳以上の全ての方が利用できる一般介護予防事業がある。介護予防・生活支援サービスには、総合事業型、支援強化型、支え合いの3種類があり、一般介護予防事業には、介護予防・フレイル予防の教室や講演会などの事業がある。

次に、2のこれまでの検討についてである。まず、(1)現状と課題としては、総合事業の利用者が少ないこと、対象者の抽出が図られていない、基本チェックリストの活用が図られていない、事業の理解や利用が進まないこと、サービス提供事業所が少ないこと等が挙げられている。次に、(2)課題解決に向けたこれまでの取組として、検討会(担当職員)の実施による現状把握と課題の抽出・整理を令和3～4年度で行った。また、サービスの担い手(包括の職員等)やサービスの受け手(対象者やその家族)への広報や手引による周知啓発活動も実施している。また、介護予防担当者連絡会での検討として、介護福祉課や包括の看護職で構成される業務連絡会において、勉強会や好事例の横展開等での課題の抽出を行った。

3の課題解決に向けた取組についての進捗ということで、令和5年度の実施状況について報告する。(1)窓口における対象者抽出のためのフローの見直しであるが、基本チェックリストの有効活用、窓口での対象者の振り分けや判断が難しいため、窓口質問票を改訂し、基本チェックリストの活用方法と併せて窓口でのフローを見直すことで、対象者の抽

出を図る取組みを行ってきた。また、課内での検討会を経て、窓口質問票を使いやすいものとして改訂した。窓口質問票は当初、来所された方に記入してもらうことを想定して作成したが、研修の中で、まず来所した方の困り事や相談の主旨を十分聞くことが重要との意見があり、窓口の職員が聞き取りし記入する書式（資料別紙）に改訂した。

（２）職員研修による事業周知と窓口対応の流れの確認では、介護福祉課職員の研修を実施した。１回目は令和４年度に在籍している職員に対して研修を実施し、２回目は介護福祉課の職員と包括の職員に対する研修を実施した。研修の内容は、東京都の介護予防推進会議の「総合事業の見直しを図っていく際のポイントと実践例」の講演の動画視聴（先進市の事例、総合事業についての講演）のほか、窓口来所から基本チェックリストを実施するまでの流れについて、職員同士でロールプレイによるモデル実施を行った。終了後のアンケートでは、本人が来所したケースであればできそうだという意見や、すぐに保険サービスへ案内するのではなく、まずしっかり困り事を聞くことの重要性を感じた、というような前向きな意見があり、総合事業への理解が図られた。

（３）窓口質問票を活用した窓口業務の試行実施について。介護福祉課及び包括にて、４月１７日より窓口質問票を活用し、対象者の振り分けを行って、要介護認定が不要と判断された方に対しては基本チェックリストを実施した。包括へ紹介することで、必要な支援につながったケースもあった。

（４）病院における事業周知について。一時的な入院等により体力が低下し、フレイル状態になった方への事業周知が足りていないという現状を踏まえ、退院時の案内等を行う病院関係者に対して事業周知を図ることで、サービス利用を増やすことに取り組んだ。近隣市の入院施設を有する病院を訪問し、事業周知を実施した。今後も、順次医療機関への訪問や通知等による案内を実施していく予定である。

次に、（５）継続実施の内容では、東久留米市地域包括ケア特集（広報タブロイド紙）を、４月１５日号で全戸配布した。タブロイドでは、市の一般介護予防に係る取組や高齢者の見守りに関する市の事業を紹介している。令和５年度の発行に際しては、４年度に引き続き、介護予防・フレイル予防に対する理解を一層促進し、タブロイドを目にした高齢者が、介護予防・フレイル予防に自主的に取り組もうと考える契機となる紙面とすることを目的として、基本チェックリストを１面に大きく掲載した。また、サービスの一例として、支援強化型の事例について追加掲載するなどの工夫をした。介護予防担当者連絡会での検討として、勉強会の開催や好事例の横展開により、支援強化型サービスの利用につな

がった事例もある。

最後に、4の今後の課題について。(1)事業所への働きかけとしては、サービス提供事業所が少ないため、市内の介護保険サービス提供事業所に対して、サービスの提供体制についてのアンケートやヒアリングを実施し、サービスの提供体制を把握し、課題の抽出を行う予定である。また、サービスの担い手である事業所、包括、市の三者で意見交換の場を設け、事業の内容の見直しの方向性を検討する。令和5年4月にサービス事業者向けアンケートを発送しており、こちらのアンケートの集計等を踏まえて今後検討していきたいと考えている。また、令和5年5月下旬に、支援強化型サービスの担い手でもあるリハビリ専門職の方を対象とした連絡会を開催し、研修及び事業所との意見交換を予定している。議題4についての説明は以上である。

【会 長】 この点について、何かあるか。ないようなので、次の議題に進む。

議題5 地域密着型サービスについて②

【会 長】 議題5について、事務局より説明がある。

【事務局】 議題5、地域密着型サービスについて、資料5に沿って説明する。第1回協議会で説明したとおり、本協議会は、所掌事務として地域密着型サービス運営協議会の役割を担っており、定例的な議題として、地域密着型サービスの整備状況等を報告する。

初めに、1の地域密着型サービスの新規指定・廃止について、説明する。内容は、第1回協議会以降に新規指定、もしくは廃止した事業所の一覧である。まず(1)新規指定の事業所について、上から3つは、地域密着型通所介護(地域密着型デイサービス)で、事業所名のとおり、デイサービスアイネカフェ、デイサービススマイル中央町、美夕陽国際交流デイサービスがそれぞれ新規開設した。次に、(介護予防)認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)として、事業所名(仮称)花物語ひがしくるめナーシングと、それに併設する看護小規模多機能型居宅介護事業所として、事業所名は、(仮称)花織ひがしくるめである。この2つは、令和3年度に公募により選定した事業者、株式会社日本アメニティライフ協会が運営する事業所で、建築工事は令和5年3月1日に着工しており、12月1日の新規開設に向けて各種準備が進められている。なお、(2)のとおり、廃止の事業所はなかった。

次に、2の地域密着型サービスの整備等について説明する。それぞれのサービス種別における事業所の整備数と定員数について、第7期中の実績と第8期中の実績見込みを比較

している。第8期の終期は令和6年3月31日のため、現時点で把握している数値を予定として記載している。①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、②認知症対応型通所介護、④小規模多機能型居宅介護の3つについては、事業所の整備数、定員数ともに変動がない見込みである。③地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）は、整備数について、中部圏域に2か所の増、西部圏域に4か所の増があり、市内全域では6か所の増、定員数は84名の増となっている。地域密着型デイサービスへの参入が多い理由としては、定員数19人以上の通常規模のデイサービスよりも単位数が高く設定されていることや、比較的低コストで建物や設備が用意できること、人員基準をクリアしやすいことなどが考えられる。続いて、⑤認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）は、第8期計画の策定前より2か所の事業所の廃止が予定されていたため、第8期計画ではこの廃止を見込み1か所の整備目標を設定し、公募を実施した。その結果、令和3年度に、1ユニット、定員数6名の事業所が2か所廃止した一方で、資料上段のとおり、12月1日に新規開設予定の（仮称）^{はなものがたり}花物語ひがしくるめナーシングが3ユニット、定員27名が増になり、市内全域での整備数は1か所の減である一方で、定員数は差引15名の増である。同じく⑥看護小規模多機能型居宅介護についても、12月1日に新規開設予定の（仮称）^{かおり}花織ひがしくるめが市内初の整備であり、登録定員29名のため、市内全域での整備数は1か所の増、定員数は29名の増となっている。議題5は以上である。

【会 長】 この件について質問等はあるか。

【委 員】 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容について、伺いたい。

【事務局】 第8期計画書の43ページに看護小規模多機能型居宅介護のイメージ図を掲載している。看護小規模多機能型居宅介護は通称「看多機」と呼ばれ、複合的なサービスを提供している。複合的なサービスとしては、小規模多機能型居宅介護事業所、いわゆる小多機が市内に3か所ある。この小多機は、通所介護、宿泊、訪問介護のサービスを組み合わせることで、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活相談、健康状態の確認、機能訓練などを行うサービスだが、これに療養上のお世話や診療の補助的な対応として、主治医の指示の下、訪問看護のサービスを加えたのが看多機である。この看多機のサービスは、要介護1から5の方で、退院後の在宅生活への移行支援、看取り期や病状不安定期における在宅生活の継続のほか、御家族に対するレスパイトケアなどに対応する地域密着型の在宅サービスである。

(4) その他

【会 長】 最後に、その他ということで、何かあるか。

【事務局】 事務局のほうから1点、報告がある。市では7月1日より認知症高齢者のみまもり事業として、二次元コードを活用したサービスを開始する。本事業は、若年性認知症の方を含む認知症高齢者等の方が行方不明になった際に、対象者の方を早期に発見及び保護するための仕組みを整備し、認知症高齢者等の安全確保及び介護者等への支援を図ることを目的に実施するものである。市内に住民票があり、在宅の認知症等の症状により行方不明になるおそれのある高齢者等を介護している介護者の方に、スマートフォンで読み取ることができる二次元コードが印刷されたラベルシールを交付し、対象者の持ち物に貼ることで、対象者の方が行方不明となり、身元不明者として保護された場合などに、保護された方が二次元コードを読み取ることで、対象者の方の安否情報をインターネット上で共有することができる。ICTサービスの「伝言板」を用いて、発見された方と対象者本人、家族がそれぞれの個人情報を開示することなくやり取りを行うことが可能となり、身元確認や家族等への引渡しを円滑に行うことができる。また、行方不明者の搜索活動のため、申請者の希望に応じて、防災行政無線等を利用した情報発信も行う。

なお、これまでは行方不明高齢者事前登録制度として、事前に登録した方の情報について行方不明が発生した場合に、警察等で保護され、警察から市や包括に情報提供の要請を受けた場合に登録情報を伝えることで早期発見や身元確認につなげていたが、本事業では、発見または保護された方と介護者の方が24時間365日伝言板を通じてやり取りが可能となる。なお、事業の詳細については、6月15日号の市広報にて、市民の方に周知する予定である。

【会 長】 ほかにはあるか。

【事務局】 次回の協議会は、8月に開催の予定である。

(5) 閉会

【会 長】 他にないので、本日の協議会を閉会する。

閉会時刻：午後8時00分